

総括 今後の課題

以下では、本年度事業の総括として、本年度の2つの事業で見出された課題を要約し、次年度以降に実施すべき取り組みについて、中長期的施策を含めて整理する。

製造請負優良適正事業者認定制度の設計事業については、昨年度は①認定のスケジュールの見直し（複数化・柔軟化）、②運営機関・審査機関の組織整備、③事業者の認定制度に対する認知度・意識の向上、④審査基準の精緻化、⑤関連する支援体制の整備、といった課題を挙げた。これらの多くに関して、本年度は大きな改善が見られた。

①の認定のスケジュールに関しては、申請受付時期の早期化により、スケジュール上の問題を緩和することができた。ただし、調査委員の確保は今後も取り組んでいくべき課題である。②の組織体制に関しては、委託事業としての運営においては、業務の効率化、事務負担の軽減等、業務改善の面での課題は依然として残されているものの、業務のフロー、職務分担については整備が進んでいる。今後は、委託事業が終了し、独立した事業として継続して運営していけるよう、コストと収益面でのシミュレーションと改善が必要である。

③の認知度向上に関しては、業界全体での認知度の把握には至っていないが、本事業を通じて事業者に行ったヒアリングからは、事業者からの認知度、発注者からの認知度ともに向上していると思われる。ただし、今後も従来の周知手段を活用し、継続的に認知度の維持・向上に努めていく必要がある。先に述べたように、申請事業者の減少は、昨年度の反動によるものと思われるが、業界の企業数に比して、いまだ認定事業者の数は少ないので、今後も制度の認知度の向上とともに、より多くの事業者が認定を取得し、業界全体の健全化に資する制度へと成長させていく必要がある。

④審査基準の精緻化については、今年度は微修正を加えたものの、現状で大きな問題がないことから、当面は変更しないこととした。認定制度の継続性の点から、特別な事象が生じないかぎり、頻繁な基準変更は望ましくないと判断した。

⑤関連する支援体制の整備、すなわち、認定にとどまらず、製造業務請負の適正化・雇用管理改善を業界全体として支援していくための体制整備は、長期的課題として残されている。相談支援事業との連携も今後の課題となる。

本年度は、次年度以降に残された課題として、審査的的確性の向上が挙げられる。現状では、認定に大きな影響を与えるほどの乖離が調査委員間で生じているわけではないが、同一項目間での調査委員ごとの評点差が若干ではあるが見られる。審査的的確性をより一層高めるため、評価基準のさらなる明確化、調査委員教育の充実化が求められる。

相談支援事業については、①事業者ならびに発注者への事業の周知、②相談事例Q&Aの周知と活用の促進に引き続き取り組むことに加え、③能力開発・キャリアパス設計の支援についても引き続き注力していくことが課題として挙げられる。

協議会の活動の目的は、業界全体での優良かつ適正な製造請負事業の展開を推進し、境

界の健全化を実現することである。それゆえ、この目的を達成するため、認定制度の設計事業、相談支援事業を適切な形で連携させていくことが必要とされる。

本年度までの活動では、両事業は、同じく協議会の活動として行ってきたものの、それぞれ独立した事業として別個に進められてきたといえる。今後は、優良・適正な請負事業の展開を進めるための目標としての認定制度、支援するものとして相談支援事業を位置づけ、両者で相乗効果を発揮していく形にすることが望ましい。

製造請負の適正化・雇用管理の改善を進めていくためには、優良・適正な請負事業を展開できる事業者を増やしていくことが必要である。そのためには、事業者の選別ではなく、事業者の育成、事業者間での相互研鑽という観点に立つことが重要である。

よって今後は、そうした優良・適正な事業者を増やしていくための支援活動が求められる。そのためには、協議会からの各事業者への情報提供と、各事業者において優良・適正な製造請負を展開・管理できる人材の育成が求められる。具体的には、マニュアルやテキスト類の作成、相談事例集の作成、請負事例の発表会、認定制度に関する説明会・勉強会の開催などが挙げられる。これらの施策を設計し、実施していくとともに、継続実施が可能な体制を整備していくことが今後の課題となる。

本年度の認定制度の審査では、前年度に認定に達していなかった事業者の申請もあったが、それらの多くが、前年度よりも請負の適正な実施、雇用管理の両面で大幅な改善を見せていた。また、相談支援事業においても、相談の内容の高度化が見られた。すなわち、基本的な事柄に関してはQ&A集などの活用により事業者・発注者自身で対応できるようになったと推察される。このことから、本事業は製造請負事業の適正化・雇用管理の改善に一定の成果を挙げてきたと考えられる。

もちろん、認定審査に申請してきた事業者や、相談支援事業を活用する事業者は、製造請負事業者全体の一部である。両事業に関心を寄せる事業者たちの中では、製造請負事業の適正化・雇用管理のいずれも、望ましい状態へと改善されつつあると考えられるが、課題として残されているのは、より多くの事業者に、製造請負事業の適正化・雇用管理の改善への取り組みを普及・浸透させていくことである。今後は、両事業がより多くの事業者に活用されるよう、事業内容の周知と利用の推進に努め、製造請負業界全体の健全化に引き続き注力していく必要がある。発注者に対するこれらの事業の認知度を高めることも、事業者の中での両事業の利用度を高めるための1つの方策であろう。